空き店舗等
活用促進事業
～賑わいあふれる商店街の再生に向けて～

ひ、人がいない・・・

平成26年3月

観光商工部　商工物産課

なぜ、商店街に対して行政支援が必要なのか

よく、学者の論文などで書かれているのは

○　商店街が衰退すると、店舗や人通りが減少し、治安の悪化を招く恐れがあります。

○　商店街周辺の自動車を利用できない者の食料品や日用品の買い物が困難になります。

⇒いわゆる「買い物弱者」の増加

○　商店街は地域に根ざすものであるため、祭りをはじめ、防犯、防火、交通安全、福祉などの地域行事にも積極的に取り組んでおり、衰退することによりこれらの地域活動の継続が困難になります。

つまり、商店街はただ単にモノを売るだけでなく、「地域コミュニティ」の場としても重要な役割を果たしています。

平戸市の商店街においては

○　商店街周辺には、官公庁、病院、銀行等のオフィス系が集積しており、そこで働く職員にとっては重要な購買拠点です。また、商店街を利用している人は、50代以上が5割以上を占めており（２０１０年アンケート結果）高齢者にとって、欠かすことのできない存在となっています。

○　商店街は地理的条件（周囲に観光スポットが存在）からも観光客をおもてなす立場にあり、近年観光客が増加してきていることは、観光客にとっても商店街の必要性は増しています。つまり、観光地としての役割も担っており、基幹産業である、観光産業にも寄与していると考えます。

○　観光客にとって玄関口となっている交流広場にも隣接する商店街は、まさに平戸市の「顔」であるとも言えます。まさに、空き店舗対策は平戸市の「顔」をより魅力的にするものであると考えます。

商店街の現状

○ 近年の市内の商店街の状況は、人口減少や消費者志向の多様化、大型量販店の進出による購買力の流出、それに伴う個店の販売額の減少、さらには後継者不在による商店主の高齢化などにより、商店街の衰退が危惧されている現状にあります。

平戸くんち城下秋まつり

○ 法人格を有した組織は2団体
■木引田町商店街振興組合
■みやんちょ商店街振興組合

○ 商店街任意組織
■津吉中央通り商店会

○ 市内の商店街は商圏が徒歩または自転車などにより日常性の買い物をする「近隣型商店街」

○ 商店街振興策として取り組まれている事業
■平戸くんち城下秋まつり（H22～）
■ひらどキャラクターまちなか賑わい事業（H22～H25）
■平戸港交流広場で展開する集客イベント（平戸新あごまつり　外）
■商店街まちづくり等リーダー育成研修（H24）
■街コン（H25）
■ひらどホットステーション（H23）
■地域振興券の発行（H21）　■平戸英国商館設置400周年記念事業（H25）　etc

消費者が商店街に求めていること

商店街で整備・改修・実施してほしいこと

- ○ 品揃えを豊富に（45．9%）
- ○ 駐車場・駐輪場（36．7%）
- ○ 商品の低価格化への努力（31．5%）
- ○ 接客態度・サービスの改善（31．0%）
- ○ 大型店・共同店舗（30．5%）
- ○ 店舗数の増加・不足業種の誘致（27．6%）
- ○ 商品の品質・鮮度の向上（26．8%）
- ○ 閉店時間の延長（24．6%）
- ○ 子供の遊び場（20．8%）

消費者購買実態調査より（H24年　県商工金融課調）

不足業種トップ5

①本屋・書店
②CD・ビデオレンタル店
③洋品雑貨・手芸・小間物店
④レストラン・飲食店
⑤パン・菓子店

趣　旨

平戸市空き店舗等活用促進事業

商店街※に賑わいを取り戻すための手法として、個店が取り組むべきことと商店街組織として取り組むべきことが必要だと考えます。前者は、マーケティングや消費者へのおもてなしなど、個店が努力すべきことです。また、後者は商店街が一つの共同経営体として、定期的なイベントの実施や共同売り出しなどを実施することです。前者、後者ともセミナーの開催やイベント補助金など一定の行政支援は行っています。

そこで！

今回は空き店舗入居者に対して支援を行う取組を創設いたしました。これは、空き店舗に入居したい事業者に直接補助をすることで、商店街への新規参入を後押しし、商店街の賑わいを創出します。

商店街の空き店舗や空き家を有効活用し、商店街の空洞化を防止すると共に商業施設の集積を図り、商店街や個店の魅力向上により商業の活性化を推進します。

※商店街は、まちなか活性化基本計画策定している商店街を指します。

県内では島原市が補助制度を設けています。

事業概要

○　市内中心市街地商店街の空き店舗等※を活用して事業を始めようとする方を対象として、店舗改装費及び家賃の一部を補助します。補助金交付決定については、空き店舗等活用促進事業補助金審査会を組織し、補助対象であるか否かの審査を行います。

※空き店舗等とは、かつて商業（サービス業も含む）又は事業の用に供されていた建物（空きテナントを含む）や空き家で6ヶ月以上利用されていないもの。

空き店舗等活用促進事業補助金審査会

審査会メンバー

○　申請区域内の商工会議所又は商工会の職員
○　申請区域内の商工会議所又は商工会女性会員
○　不動産業者
○　都市計画課職員（建築技師）
○　平戸市観光商工部長
○　その他、市長が認めるもの

審査事項

○　事業の継続性
○　話題性
○　独自性
○　協調性
○　補助金交付決定に関すること
○　補助金の交付条件に関すること
○　事業者への助言･要望等

事業内容

①空き店舗等改装事業

空き店舗等（空き店舗・空き家）を活用して事業を始めようとする方を対象として、店舗改装費に係る経費に対しての補助。※補助金の交付は同一者に対して1回のみ。

補助対象経費

内装、外装、給排水衛生設備、空調設備、サイン、電気・照明工事等に要する経費並びに建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板等で建物に固定されるものを含む。）※機械設備、備品等は補助対象外です。※工事を行う業者は、市内業者に限ります。

事業対象者

次の用件を全てみたす個人、法人又は団体。

- ○ 小売業、飲食サービス業（酒場、バー等を除く）、医療・福祉業、その他市長が適当と認めるもの。
- ○ 営業時間が夜間（午後8時から午前10時まで）のみでないもの。
- ○ 空き店舗等の借上げに係る契約期間が1年以上であるもの。
- ○ 市税を滞納していないこと。
- ○ 商工会議所又は商店街振興組合等に加入し、当該商店街の振興に寄与すること。
- ○ での移転、仮店舗、倉庫としての空き店舗活用ではないこと。
- ○ 既に市内において事業を営んでいるものが、移転により別の場所で事業を行う場合で、移転前の店舗における営業を行わないものは対象外。

目標：3件／年

補助額

- ○ 空き店舗の改装工事又はその内外装の改修工事に要する費用対象経費の2/3以内
- ○ 空き店舗1物件に付き限度額200万円　※30万円以上（税抜き）の事業費を対象とします

事業内容

②空き店舗等家賃補助事業

空き店舗等に新規出店する場合の家賃に対しての補助。補助金の交付は同一者に対して1回のみ。

目標：3件／年

補助対象経費

空き店舗等の家賃（敷金・礼金は除く）。

事業対象者

次の用件を全てみたす個人、法人又は団体。ただし、空き店舗等の所有者と同一世帯及び親族（第二親等以内）ではないこと

- ○ 小売業、飲食サービス業（酒場、バー等を除く）、医療・福祉業、その他市長が適当と認めるもの。
- ○ 営業時間が夜間（午後8時から午前10時まで）のみでないもの。
- ○ 空き店舗等の借上げに係る契約期間が2年以上であるもの。
- ○ 市税を滞納していないこと。
- ○ 商工会議所又は商店街振興組合等に加入し、当該商店街の振興に寄与すること。
- ○ 中心市街地での移転、仮店舗、倉庫としての空き店舗活用ではないこと。
- ○ 既に市内において事業を営んでいるものが、移転により別の場所で事業を行う場合で、移転前の店舗における営業を行わないものは対象外。

補助額

- ○ 空き店舗の家賃（敷金・礼金は除く）対象経費の1/2以内（最長1年間）
- ○ 1ヶ月の補助限度額は5万円

補助金返還

交付決定内容又は交付条件に違反したとき（例、1年未満の営業、税の滞納など）は、補助金を返還させます。

財源

一般財源　※国・県の上乗せ補助はない。

予算額

①空き店舗等改装事業
3，000千円×2／3×3件＝6，000千円・・・ア
②空き店舗家賃補助事業
100千円×1／2×3件×12月＝1，800千円・・・イ
ア＋イ＝7，800千円

事業期間

原則　平成26年度及び27年度の2ヵ年（家賃補助については、28年度まで）

事業対象区域

○平戸北部地区：都市計画区域の商業区域
○田平・生月・津吉地区：まちなか活性化基本計画で定めた区域

がんばれ商店街！
がんばれ商店街！

空き店舗を使って、あなたの夢を叶えよう！

新規参入による好循環を実現

対象区域図：北部地区

都市計画区域の商業地域
（オレンジの部分）

平戸文化センター

平戸市役所

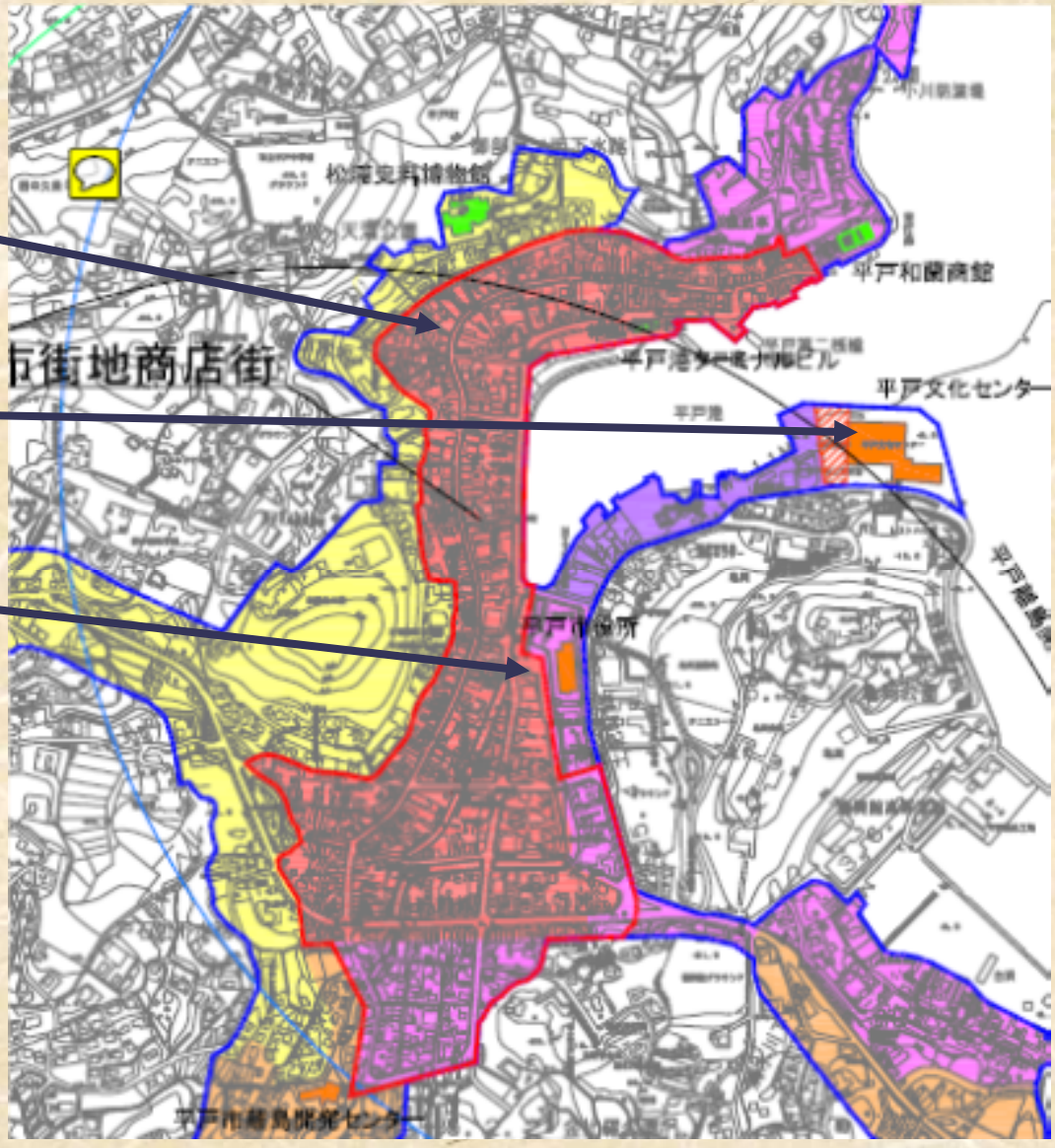

対象区域図:生月舘浦地区

まちなか活性化基本計画に基づく活性化を図る区域

舘浦出張所

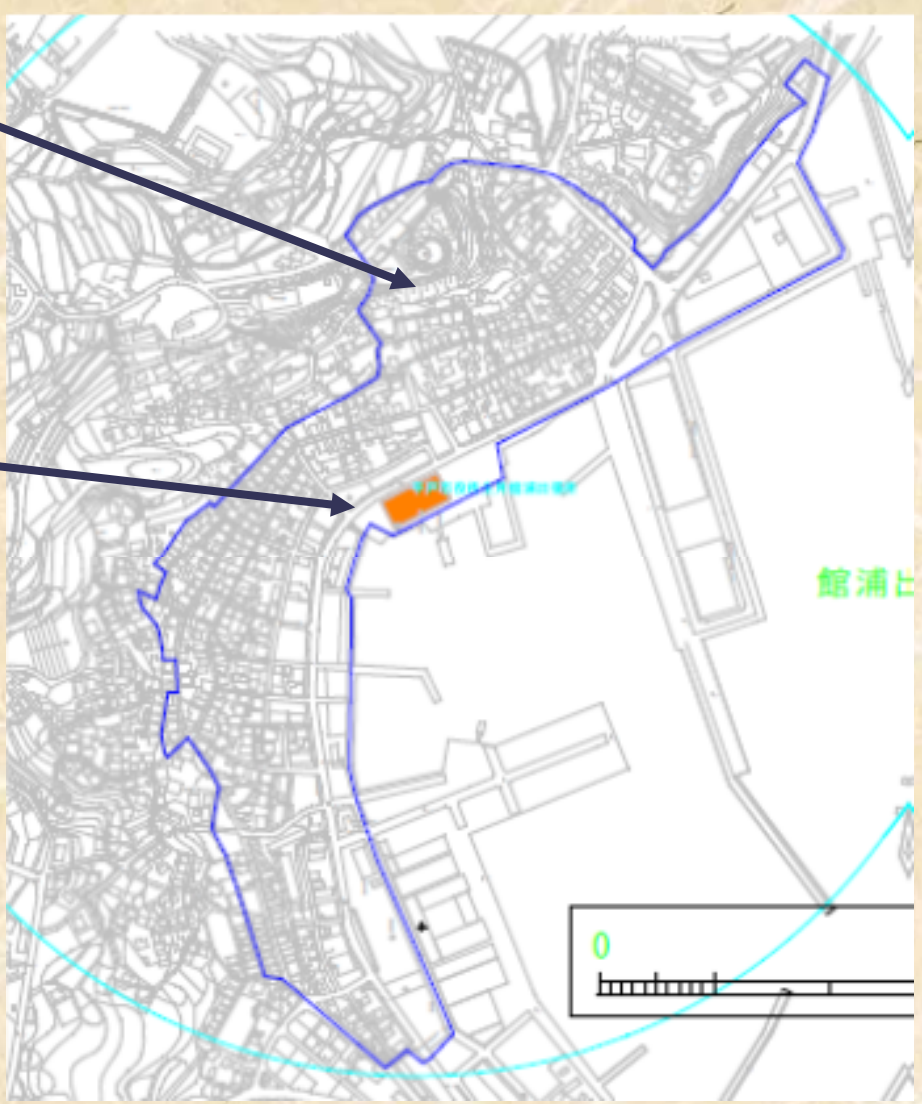

対象区域図:生月壱部地区

まちなか活性化基本計画に基づく活性化を図る区域

中央公民館

生月支所

対象区域図：田平地区

まちなか活性化基本計画に基づく活性化を図る区域

県北保健所

町民センター

田平支所

対象区域図：津吉地区

まちなか活性化基本計画に基づく活性化を図る区域

南部出張所

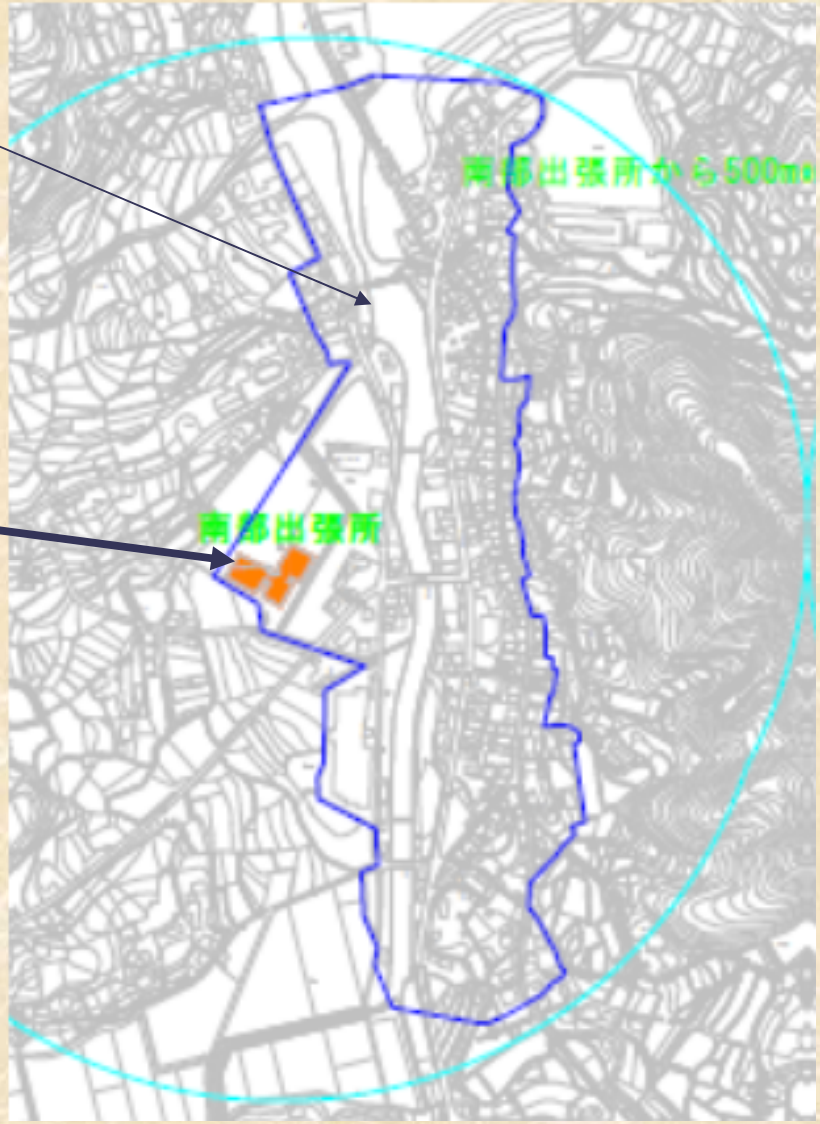

事業スキーム

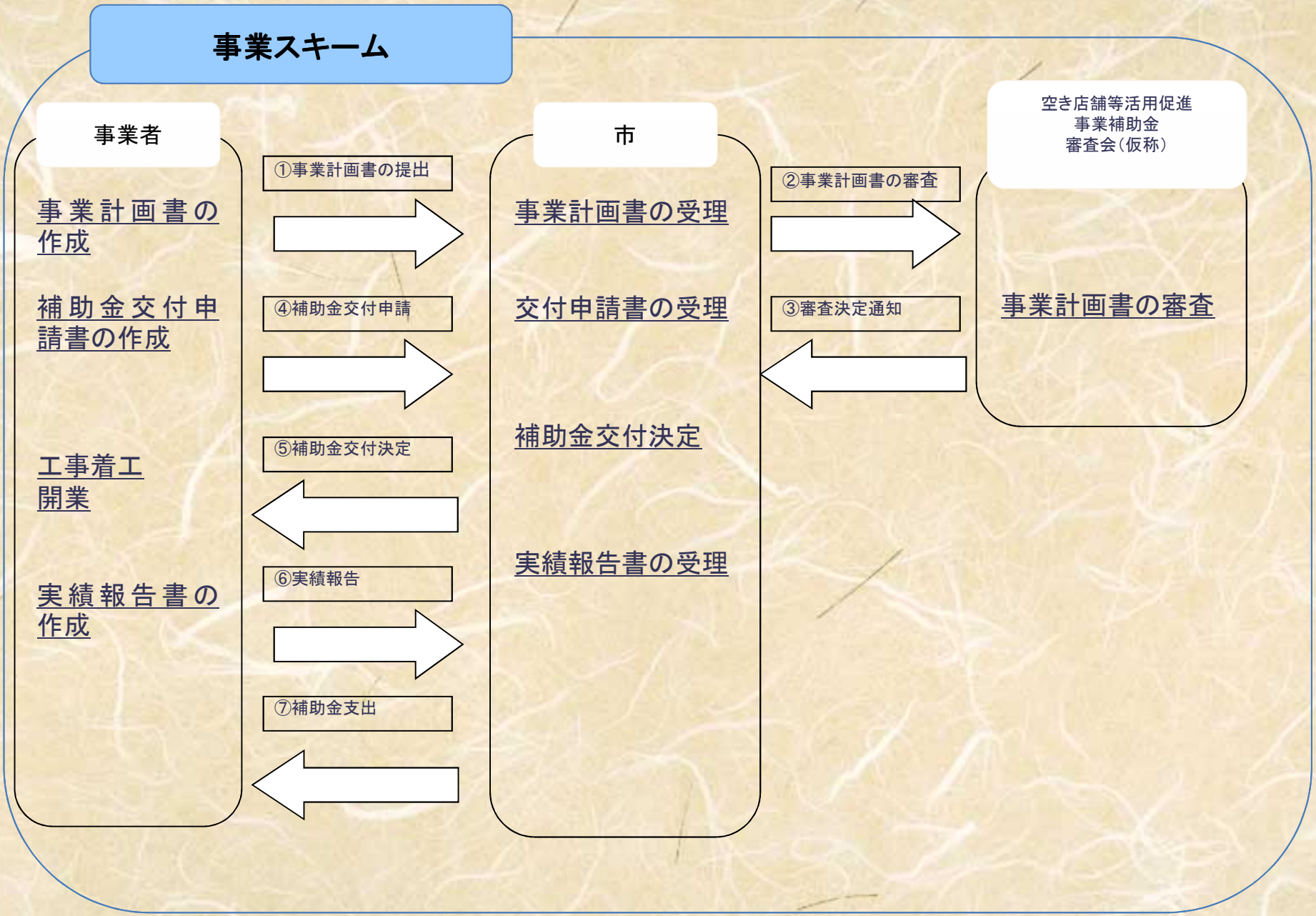
事業者
事業計画書の作成
補助金交付申請書の作成
工事着工
開業
実績報告書の作成
①事業計画書の提出
④補助金交付申請
⑤補助金交付決定
⑥実績報告
⑦補助金支出
市
事業計画書の受理
交付申請書の受理
補助金交付決定
実績報告書の受理
②事業計画書の審査
③審査決定通知
空き店舗等活用促進
事業補助金
審査会（仮称）
事業計画書の審査

スケジュール

3月下旬～4月30日	空き店舗活用事業者1次募集
5月下旬	空き店舗等活用促進事業補助金審査会
5月下旬～6月30日	空き店舗活用事業者2次募集
7月上旬	空き店舗等活用促進事業補助金審査会
7月上旬～8月31日	空き店舗活用事業者3次募集
9月上旬	空き店舗等活用促進事業補助金審査会

※2次、3次募集については、予算に達していない場合に実施。

活用事例

飲食店

託児スペース

コミュニティ施設

チェーン店